

令和7年6月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第23428号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月12日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 海 渡 雄 一
同 木 村 壮
同 小 竹 広 子
同 阿 部 通 子

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

同代表者知事 小 池 百合子
同指定代理人 大 塚 啓 高
同 高 橋 正 人
同 菊 池 和 彦
同 高 橋 裕 也

主 文

- 1 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する令和4年7月8日から
支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負
担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和4年7月8日から支

払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、警視庁新宿警察署（以下「新宿署」という。）の留置施設（以下「本件留置施設」という。）に留置されていた原告が、留置担当官らの故意又は過失により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）所定の要件がないにもかかわらず、違法に本件留置施設の保護室に収容され、戒具を用いて身体を拘束された上、戒具により不必要に強く身体を締め付けられたり、下着を着けたまま排尿することを余儀なくさせられたりするなどの非人道的な扱いを受け、これらにより精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、被告に対し、損害賠償金165万円及びこれに対する令和4年7月8日（違法行為の終了の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 関係法令の定め

(1) 保護室への収容の要件等

刑事収容施設法214条1項は、留置担当官は、被留置者が同項各号のいずれかに該当する場合には、留置業務管理者の命令により、その者を保護室に収容することができる旨規定し、同項1号は「自身を傷つけるおそれがあるとき」、同項2号は「次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」（同号柱書き）とした上で、「留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき」（同号イ）、「他人に危害を加えるおそれがあるとき」（同号ロ）、「留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき」（同号ハ）を規定している。

刑事収容施設法214条2項が読替えの上で準用する同法79条4項は、留置業務管理者は、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその

収容を中止させなければならない旨規定している。

(2) 戒具の使用の要件

刑事収容施設法 213 条 1 項は、留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が同項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる旨規定し、同項 1 号は「逃走すること」、同項 2 号は「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること」、同項 3 号は「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること」を規定している。

2 前提事実（当事者間に争いがないか後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者

ア 原告は、平成 日生まれの男性である。原告は、被疑事件の被疑者として令和 4 年 4 月 日に新宿署の警察官により通常逮捕され、同日から同年 8 月 日までの間、本件留置施設に留置されていた。（甲 23、乙 1、35）

イ 被告は、新宿署を設置し、警視庁所属の留置担当官ら警察官を本件留置施設に配置して、公権力の行使に当たらせている地方公共団体である。

(2) 本件の経緯（以下、特に記載がないものは令和 4 年の出来事である。）

ア 原告は、7 月 7 日の朝まで、他の被留置者 4 名と共に本件留置施設の 12 室（以下「本件居室」という。）に留置されていたところ、同日午前 7 時過ぎ頃、同室の被留置者である （以下「 」という。）が、38.9 度の発熱をしていた。

イ 原告が、留置担当官（4 係班長）である永井敦也巡查長（以下「永井巡查長」という。）に対し、 への対応を尋ねたところ、永井巡查長は、押送後に空いた居室に移動してもらう旨、押送は約 1 時間後である旨などを回答した。そこで、原告は、同巡查長に対し、熱のある人を 1 時間放置

するのか、毛布1枚くらい入れてもいいのではないかと、といった趣旨の発言をした（なお、原告の発言内容や声の大きさについては争いがある。）。

ウ　すると、臨場した留置担当官（4係主任）である廣木隆文巡查部長（以下「廣木巡查部長」という。）が非常ベルを鳴らして応援を呼び、永井巡查長及び途中から対応に加わった竹内響一巡查部長（以下「竹内巡查部長」といい、永井巡查長と併せて「永井巡查長ら」という。）は、原告に対し、本件居室から出るよう命じた。原告は、永井巡查長らによりそのまま本件留置施設内の保護室（以下「本件保護室」という。）へ連行され、7月7日午前7時40分、本件保護室に収容された（以下「本件保護室収容」という。）。（乙7）

エ　原告は、本件保護室に入室後、衣服（Tシャツ及び長ズボン）を脱がされ、上半身裸の下着姿のまま、ベルト手錠を装着されて両手首と腰部を固定されるとともに、新型捕縄を装着されて両足首を固定された（以下、ベルト手錠と新型捕縄を併せて「本件戒具」といい、本件戒具を用いて行われた原告のこの身体拘束を「本件戒具使用」という。）。本件戒具使用の時間は、7月7日午前7時46分から同日午前9時50分までの2時間4分間であった。（乙8、19、弁論の全趣旨）

なお、倉持徹警部補（以下「倉持警部補」という。）は、非常ベルの鳴動（前記ウ）から約一、二分後、本件保護室へ向かった。その際、倉持警部補は、原告を本件保護室に収容する状況について記録するため、本件居室前の監視台に備え付けられたハンディカメラを手に取り、本件保護室へ携行し、7月7日午前7時43分頃から同日午前7時46分頃まで、本件戒具使用の状況を撮影し録画した。（乙19、36、証人倉持〔2～4、14頁〕）

（倉持警部補がハンディカメラで撮影・録画した7月7日午前7時43分頃から同日午前7時46分頃までの映像（乙19）を以下「本件映像」と

いう。倉持警部補が同日午前7時43分頃より前の時点から本件戒具使用の状況を撮影・録画していたか否かについては、当事者間に争いがある。）

オ 前記(1)アの刑事事件の弁護人である木村壮弁護士（以下「木村弁護士」という。）が接見のため新宿署に訪れたことを契機として、本件保護室収容は中止となり、原告は、7月8日午後8時50分頃、本件保護室から出された。本件保護室収容の時間は、7月7日午前7時40分から同月8日午後8時50分までの37時間10分間であった。（甲1、乙7、9）

(3) 本件戒具の形状（乙24、令和6年10月23日付け検証の結果）

ア ベルト手錠は、ナイロン製の腰ベルトに付けられた2つの輪に両手首を通した状態でベルトを腰部で締めることにより、両手を腰の前部付近に固定するものであり、輪の内側（手首に当たる部分）はフェルト生地になっている。ベルト手錠には複数のサイズがあるところ、原告に使用されたベルト手錠は、このうち一番小さいサイズのものであり（弁論の全趣旨）、バックル部分を除く全体の長さは約90cm、腰ベルトの金具を通すベルト穴は7列並んでおり、穴の外径及び内径はそれぞれ約1.6cmと約1cmであり、ベルト端に最も近い穴はベルト端から約12cm（穴の中心までは約12.5cm）、ベルト端から4列目の穴はベルト端から約21cm（穴の中心までは約21.5cm）ある。

イ 新型捕縄は、直径約9mmの紐がカバーと一体になっており、紐の2つの輪に両足首を通して結ぶことにより、両足を固定する形状となっている。カバーの大きさは縦約21cm、横約32cm、厚さ約7.5mmであり、カバーの裏側（内側）には、縦約5cm、横約32cm、厚さ約8.5mmのフェルト生地が付いており、フェルト部分が足に当たるようになっている。

3 争点

- (1) 留置担当官の行為につき国賠法上の違法の有無（争点1）
- (2) 損害の有無及び額（争点2）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（留置担当官の行為につき国賠法上の違法の有無）について

(原告の主張)

ア 本件保護室収容の違法性

5 (ア) 原告は、同室者である の健康を気遣い、毛布の差入れを求めたに
すぎず、かつ、終始敬語を用いて留置担当官に要望したにすぎないから、
刑事収容施設法214条所定の要件は全くなかった。

原告は、大声を出し続けていないし、留置担当官らが原告に「大声を
出すな。」と制止した事実はなく、原告が制止に従わなかった事実もな
10 い。よって、原告に対する本件保護室収容は、法律上の要件を欠き、明
らかに違法である。

(イ) 原告が、本件保護室収容中も大声を出したり、自身の要望が実現され
ないことに不満の態度を示したりするなど反抗的な態度を示したとの被
告の主張は虚偽である。原告は、ベルト手錠が手首や腰に食い込み激し
い痛みがあったため、うめき声をあげていたことはあったが、あえて大
15 声を発した事実はない。仮に、原告が点呼に返事をしなかったり、舌打
ちをしたりした事実があったとしても、それが本件保護室収容を継続す
る理由となるものではない。原告を本件保護室に収容した理由が大声を
発したことだというのであれば、大声を発しなくなった時点で本件保護
20 室収容の理由はなくなっていたはずであり、原告について本件保護室収
容を継続したことに合理性は認められない。

イ 本件戒具使用の違法性

(ア) 原告は、本件居室を出るよう命じられた後、終始、おとなしく留置担
当官らの指示に従っており、本件保護室に収容されて本件戒具を使用さ
25 れた時点において、原告が逃亡するおそれ、自身や他人に危害を加える
おそれ、留置施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれは、いずれ

も皆無であった。よって、原告に対する本件戒具使用は、刑事収容施設法213条1項所定の要件を欠き、明らかに違法である。

(イ) 留置担当官らは、原告に対し、違法に本件戒具を使用して身体拘束したばかりでなく、その際、不必要に強く本件戒具を締め付ける暴行を加え、両手首と腰に傷痕と神経症状が残るほどの負傷をさせた。ベルト手錠は、装着することで必ず痛みを生じ、人体に著しい苦痛を与える構造になっており、これを装着すること自体、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）7条に違反する非人道的な取扱いである。

ウ その他の虐待行為

(ア) 留置担当官らは、本件保護室でパンツ（下着）以外の原告の衣服を脱がせた状態にして、本件戒具で原告の身体を拘束した。

(イ) 原告は、尿意を催したことから「用便願います。」と言ったが、主任から、「垂れ流せよ。みんなそうしているから。」と言われて対応してもらえず、その結果、尿意を我慢できずに、身体拘束され寝転がされた状態で、下着のまま排尿してしまった。原告が、縛られた手首が痛いのと下着を汚して情けない気持ちで涙を流していると、主任は、「みっともねえな。」と言い放ち、原告を侮辱し、屈辱感を与えた。

(ウ) 身体拘束が解かれた後、原告は、便意を催したため「ちり紙、願います。」と要望したが、何人も留置担当官が本件保護室の前を行き来していたのに聞こえないふりをして無視された。原告は、やむを得ず、本件保護室内のトイレで小便と大便をした後、手に水を付けて拭かざるを得ないという屈辱的な取扱いを受けた。

(エ) このように、留置担当官らは、原告をパンツのみの状態にして本件戒具で身体拘束し、小便を垂れ流すよう指示した上、侮辱的な言葉をかけ、原告の要望を殊更無視するという虐待行為を行った。これらの一連の行

為は、品位を傷つける取扱いとして拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約16条で禁じられている非人道的扱いである。

エ まとめ

5 以上のような留置担当官らの原告に対する暴行と虐待行為は、故意又は過失により原告に損害を与える国賠法上違法な行為であり、これにより、原告は、多大な肉体的苦痛と精神的苦痛を受けた。

(被告の主張)

ア 本件保護室収容に国賠法上の違法はないこと

10 (ア) 原告は、本件居室において、 に対する処遇や自身の要望が認められなかったことから大声を発し、永井巡查長らが大声を出さないよう注意したにもかかわらず、これに従わずに本件留置施設内に響き渡るような大声で騒ぎ続けた。原告がこのまま大声で騒ぎ続ければ、他の被留置者らが原告に同調したり、原告が大声を出していることに対する不満を言い出したりして、他の被留置者が連鎖的に騒ぎ出すおそれがあったほか、被留置者らの日課時限の処遇や、予定されていた押送にも支障が生じるおそれがあった。かかる状況が、刑事収容施設法214条1項2号イ所定の「留置担当官の制止に従わず、大声を発する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」に該当して
15 いたことは明らかであり、少なくとも、その該当性を認めた判断が経験則又は論理則に照らして不合理であったとはいえない。

20 (イ) 原告は、本件保護室収容中も、大声を出したり、自身の要望が実現されないことに不満の態度を示したり、点呼実施時に返事をしなかったり、本件戒具を使用された左手首を右手でつかみながら新宿署留置管理課の警察官（以下「留置課員」という。）をにらみ付けたり、留置課員に文句を言いながら舌打ちをしたり、衣服を脱いで上半身裸になるなど、留
25

置課員に対する反抗的な態度を示しており、留置課員らの制止に従わずに大声を発するおそれがある状況が継続していると認められたから、本件保護室収容を継続する必要性があった。

5 (ウ) したがって、本件保護室収容は、刑事収容施設法所定の要件を欠くものではなく、その判断に合理性を欠くところもなかったから、国賠法上の違法性があるとは認められない。

イ 本件戒具使用に国賠法上の違法はないこと

(ア) 原告に本件戒具を使用することとした判断が不合理ではないこと

10 永井巡査長らが、原告に対し、保護室へ収容する旨を告げた上、本件居室からの退出を促したのに対し、原告は、永井巡査長らをにらみ付け、「何だよ。」と言いながら、胸を張って体当たりするような勢いで向かってきた。また、原告は、その後本件保護室に入るまでの間も、大声を発しながら、両足に力を入れて踏ん張ったり、両肩や両腕を回すようにして永井巡査長らの手を振りほどこうとしたりするなど抵抗を続け、永井巡査長らが原告の身体等の検査をしようとした際も、「ふざけんな。」
15 などと言って全身に力を入れ、原告の身体を押さえていた留置課員らの手を振りほどこうとするなどした。

こうした状況からすれば、原告が他人に危害を加えるおそれがある者に該当していたことは明らかである上、原告が、本件戒具使用の直前まで暴れていたことや、逮捕前から抑うつ気分や自殺企図の症状があり、
20 留置後も不安や不眠を訴え、神経症と診断されて投薬治療を受けていたことからすると、原告が壁や扉等に打撃等を加えるなど自傷行為に及ぶおそれもあったというべきであるから、本件戒具使用は、刑事収容施設法213条1項2号所定の要件を充足していたものであり、戒具使用の
25 必要性を認めた倉持警部補等の判断に、経験則又は論理則に照らして合理性を欠くところがあったとはいえない。

(イ) 本件戒具を不必要に強く締めるなどした事実はないこと

本件戒具の使用状況については、その様子を録画した本件映像（乙 1 9）に照らしても、基本的な装着要領を逸脱して強引に装着するなどした状況は認められない。

5 本件戒具を使用する際には、しっかりと装着し、固定しなければ、かえって骨折や転倒等のおそれがあるから、本件戒具の使用を中止した後に使用部位に皮膚が変色する程度の痕が認められるのは、本件戒具を適正に使用する上でやむを得ないものである。原告の提出する写真（甲 1 1～1 3 等）に見られる表皮剥脱ないし擦過傷のような創傷は、本件戒具の装着後、原告が本件保護室に一人になった際に無理に手首を動かしたことなどによって生じた可能性が高い。また、原告自身が受傷部位を引っ掻くなどしたことによる表皮状態の変化が一定期間経過後に表徴した可能性も排除できない。

10 原告は、現在も右手にしびれが残っていると供述するが、本件戒具使用の翌日には、利き手である右手で整然とした字体で「大声を出して申し訳ありませんでした。」と自書していること、7月11日及び同月14日に新宿署の嘱託医に対し右手のしびれについて訴えていないこと（乙 1 1、2 6 の 2）、7月8日及び同月11日に面会に訪れた弁護士に対して医師の受診を要望していないことからして、信ぴょう性を欠くといわざるを得ない。

15 ベルト手錠は、留置施設の規律及び秩序を維持するため、被留置者の逃走防止、自傷他害の防止、設備等の損壊防止を目的とする合理的なものであり、これを装着すること自体が自由権規約等に反するものとはいえない。

20 ウ その他の措置に国賠法上の違法はないこと

留置課員らは、原告を本件保護室に収容するに当たり入念な身体検査を

5 する必要があったところ、原告が大声を発して暴れるなど興奮状態にあり、衣服を着た状態で身体検査を行うことは困難であったから、原告を下着姿にしたことはやむを得ないものであった。留置課員らは、本件戒具の使用を中止した後も、自傷や自殺に用いられるおそれがあることから、一定の時間、本件保護室内に衣服を入れずに原告の様子を観察することとしたものであり、その判断に不合理な点はない。

留置課員らが、原告に対し、原告の主張するような虐待行為（小便を垂れ流すよう指示する、侮辱的な言葉をかける、原告の要望を殊更無視するといった行為）を行った事実は一切ない。

10 (2) 争点2（損害の有無及び額）について

（原告の主張）

ア 本件保護室収容及び本件戒具使用に対する慰謝料 100万円

15 原告は、留置担当官らの故意又は過失により、30時間以上にわたって違法に本件保護室に収容され、そのうち数時間は本件戒具できつく身体拘束され、そのまま排尿させられるという多大な肉体的苦痛及び精神的苦痛を受けた。原告が受けた精神的苦痛を金銭に換算すると、その額は少なくとも100万円を下らない。

イ 後遺障害慰謝料 50万円

20 原告の両手首には、現在も、本件戒具によって傷つけられた傷痕が残っており、右手の甲の薬指と小指の付け根部分がしびれたように麻痺して皮膚感覚がなくなっている。これは、後遺障害等級14級9号「局部に神経症状を残すもの」に該当する。後遺障害が残ったことによる原告の精神的損害を金銭に換算すると、その額は少なくとも50万円を下らない。

ウ 弁護士費用 15万円

25 被告の留置担当官らによる違法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、15万円を下らない。

エ 合計 165万円

(被告の主張)

原告の主張は否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件当日の本件留置施設における録画映像の有無及び本件映像より前に本件戒具使用の状況を撮影した映像の有無に関する被告の説明等について

ア 本件当日の本件留置施設における録画映像の有無について

本件留置施設においては、本件保護室を含め、本件留置施設内を録画するための定点ビデオカメラが複数箇所に設置されているが、本件訴訟に先立つ証拠保全期日において、被告は、6月3日午後0時38分から7月13日午前9時16分までの間、全てのカメラにつき、撮影はされていたものの録画がされていなかったため、7月7日から同月8日までの映像記録等は存在しない旨、その理由として、6月3日に職員が別の案件につき映像を確認するため録画を一時中止し、その後録画を再開するための録画開始ボタンを押し忘れていたためである旨説明した。(甲10)

イ 本件映像より前に本件戒具使用の状況を撮影した映像の有無について

被告は、本件訴訟において、本件映像より前に本件戒具使用の状況を撮影・録画した映像はない旨主張し、倉持警部補は、本件保護室収容の際、原告がかなり興奮して暴れていたため、制圧するのが先だと思い、ビデオには気が回らなかったなどとして、上記主張に沿う供述及び陳述をしている。(乙36、証人倉持〔4～5、17～19、38頁〕)

- (2) 本件戒具の大きさ等(前提事実(3)、甲20、令和6年10月23日付け検証の結果、弁論の全趣旨)

ベルト手錠は、ナイロン製の腰ベルトに付けられた2つの輪に両手首を通

した状態でベルトを腰部で締めることにより、両手を腰の前部付近に固定するものであり、原告に使用されたベルト手錠は、複数のサイズのうち一番小さいサイズのものであった。

原告は、令和5年3月9日の健康診断時に身長165.3cm、体重65kgであったところ、令和6年10月23日に実施した検証の期日において、原告に使用したのと同じサイズのベルト手錠につき、身長約165cm、体重約63kgの裁判所書記官（男性）が手錠部分に手を通さずに着衣のまま直立してベルト部分を腰部に巻いたところ、ベルト穴に留め具部分が届かず、ベルトを締めることができなかった。

また、同期日において、身長約161cm、体重約57kgの原告訴訟代理人（女性）が手錠部分に手を通して着衣のまま上記ベルト手錠の装着を試みたところ、立った状態ではベルト穴に留め具が届かず、床に寝かせた状態にして力を入れて締め付けることでようやく一番外側のベルト穴（ベルト端に最も近い穴）に留め具を固定することができた。

(3) 本件保護室収容までの状況

ア は、7月6日の夜から本件居室において寒気等の風邪症状を訴えており、原告が自身の毛布を にかけてやるなどしていたところ、7月7日午前7時過ぎ頃には38.9度の発熱をしていた。

原告は、7月7日午前7時38分頃、同室の被留置者である

（以下「 」という。）と共に、永井巡查長に対し、 のために毛布1枚だけでも入れてやってほしい旨を要望した。永井巡查長は、上司に電話で確認をした上で、押送後に空いた居室に移動してもらう旨、同日の押送は約1時間後である旨などを回答した。これに対し、原告は、「1時間、熱がある人を放置するんですか。もっと悪化して何かあった場合に責任は取れるんですか。」などと述べたところ、永井巡查長は、そんなの知らねえよ、上に言ってくれよ、演技かもしれないし、全部信じて馬鹿をみ

るわけにはいかねんだよ、などと述べた。本件居室から約10m離れた廊下で監視業務を行っていた竹内巡查部長は、永井巡查長と原告とのやり取りを聞いて駆け付け、途中から原告の対応に加わった。

は、これ以上ここで言っても不毛だからと言って原告を止めようとしたが、原告は、発言をやめることなく、「僕は人間としての優しさの話をしているんです。毛布1枚だけ入れてやってくれないですか。」などと発言した。(前提事実(2)イ、甲1、3、5、6、23、31、証人永井〔2、3、12頁〕、原告本人〔1～3、28～30、49頁〕、後記2(2)参照)

イ 本件居室から約37m離れた位置にある大扉の前(乙33の図面上部の「③」と記載された場所)にいた廣木巡查部長は、原告の声が聞こえたことから、応援のため本件居室前へ臨場した。永井巡查長は、廣木巡查部長が応援に加わったことで担当が3名になったことから、竹内巡查部長及び廣木巡查部長とアイコンタクトを取り、互いにうなずくなどして、原告を本件保護室に收容する旨の意思疎通をした。そして、廣木巡查部長が非常ベルを押下するとともに、永井巡查長らは、本件居室の扉を開け、原告に対し、本件居室から出るよう命じた。原告は、本件保護室に收容されるとは思わず、単に別室で話をするものと考えて本件居室から退出したところ、永井巡查長らは、原告を両脇から抱えて約20～30m先の本件保護室へ連行した。原告は、7月7日午前7時40分、本件保護室に收容された。

(前提事実(2)ウ、甲23、乙7、9、33、証人永井〔5頁〕、原告本人〔4、5頁〕)

非常ベルが鳴った際、本件居室から約24m離れた居室の前(乙33の図面右側の「④」と記載された場所)で被留置者に対する投薬業務を行っていた倉持警部補は、本件居室内で話している原告の声を聞いた。その一、二分後、本件留置施設の非常ベルが鳴動し、倉持警部補は、非常ベルの鳴

動から一、二分後に上記業務を終えた後、本件保護室へ向かった。その際、倉持警部補は、原告の本件保護室への収容状況を記録するため、本件居室前の監視台に備え付けられたハンディカメラを手に取り、本件保護室へ携行した。倉持警部補が本件保護室に到着したのは、原告が本件保護室に入室した後であり、非常ベルを聞いた署員が既に30名ほど応援に集まっていた。(乙36、証人倉持〔2～4、14頁〕、後記2(2)参照)

(4) 本件戒具の装着状況等

ア 永井巡查長らは、原告を本件保護室に入室させた後、倉持警部補による「身体検査」との掛け声を合図に原告の衣服(Tシャツ及び長ズボン)を脱がせ、原告を上半身裸の下着姿にした上で身体検査を実施した。原告は、興奮して暴れたり抵抗したりすることはなかったが、身体検査に引き続き、永井巡查長ら留置担当官により本件戒具が装着された。(前提事実(2)エ、乙35、36、証人永井〔7、28頁〕、後記2(3)参照)

イ 倉持警部補がハンディカメラで撮影した7月7日午前7時43分頃から同日午前7時46分頃までの映像(本件映像。乙19)には、原告が横に寝かされて少なくとも5名の留置担当官に囲まれ、身体を押さえられながら本件戒具を装着されている状況が記録されている。

本件映像の冒頭において、原告は、仰向けに寝かされたまま、暴れたり、本件戒具の装着に抵抗したりすることは一切なく、無言であったが、本件戒具の装着が進み、ベルト手錠で腰部を締める段階では、うつ伏せにされ、本件戒具のベルトを持って腰を吊り下げのような形で締められた際、「あー。」とうめき声をあげた(2:01)。その後、留置担当官らが軍手を着用して再びベルトを締め上げた際、原告は、「いてえですわ。」(2:24)などと何度も痛みを訴えるとともに、「折れたらどうするんですか。」(2:37)、「言ってくれたら分かることじゃないですか。」(2:45)などと声を出したが、留置担当官らは、原告に声を出さないよう指示

しながら、さらにきつく締めてベルトを固定した。ベルトの留め具が固定された位置は、外側から4つ目のベルト穴であった（2：55）。本件戒具の装着が完了すると、原告は再び仰向けにされ（3：00）、倉持警部補が7時46分であることを確認した後（3：12）、留置担当官らは退室した。ベルト手錠で腰部に固定された原告の両腕は不自然にねじれており、原告は、苦しそうな表情をしていた（3：11）。（甲14、25、乙19～21。なお、上記各時間は、本件映像の冒頭からの経過時間である。）

ウ 永井巡查長は、7月7日、本件戒具の装着が完了した後、被留置者保護室収容簿（乙7。以下「保護室収容簿」という。）及び被留置者戒具使用簿（乙8。以下「戒具使用簿」という。）を作成した。保護室収容簿及び戒具使用簿には、以下の記載がある。（証人永井〔9、25頁〕）

(7) 保護室収容簿の記載（乙7）

収容日時 7月7日午前7時40分から同月8日午後8時50分まで
（37時間10分）

指揮者 倉持警部補

指揮日時 7月7日午前7時39分

収容を必要と認めた理由 原告は、7月7日午前7時38分頃、本件居室内から担当官に対し、「同居室の被留置者22番（ ）が寒いと言っているので毛布を貸してあげられないか。」と申し立ててきたので、今は押送等があるので待つように説明をしたところ、「人としてどうなんでしょうか。」と大声をあげたため、担当官が注意警告をするも、更に「何かあったら担当が責任取れるのかよ。」と大声を出し続けたため、留置施設の規律及び秩序を維持するため保護室の収容を認めた。

(イ) 戒具使用簿の記載（乙8）

使用した戒具 捕縄及びベルト手錠

使用日時 7月7日午前7時47分から同日午前9時50分まで（2時間3分）

指揮者 倉持警部補

指揮日時 7月7日午前7時39分

5 使用を必要と認めた理由 （原告が7月7日午前7時38分頃、担当官に対し、 に対する毛布の貸与を願い出る旨の申立てをしたことなど、前記(ア)の「收容を必要と認めた理由」と全く同じ記載に続けて）保護室に收容するため、居室扉を開錠すると、原告が担当者に正面から胸をぶつけるように向かってきたため、他害のおそれがあり、戒具の使用を認めた。

10 エ 原告については、7月7日午前8時過ぎ頃から、種別指定を「反抗」とする特異被留置者動静簿（乙9。以下「動静簿」という。）が作成され、同日午前7時38分の動静から順次記録が開始された。動静簿には、同日午前中の原告の動静につき、以下のとおり記載されている。（乙9、証人永井〔24頁〕）

7：38 同室の者に対する処遇の不満を言い出し、「責任が取れるのか。かわいそうだと思わないのか」と大声で騒ぎ出し静かにするよう注意するも、大声を出し続けたため、再三の注意をしたが大声を出し続けた

20 7：40 再三の注意を無視し大声を出し続けたことから保護室收容とした

7：46 戒具使用、大声で「ふざけんな」と叫び続けた

8：00 「悪いことしたんですか。」と担当に声を出している

8：10 仰向けで、うめき声を出している

25 8：13 「聞いてんのか」と小声で発してその後「いいよ」と言う

8：25 「うぁー」とうめき声を出し続けている

8 : 3 0 「あーあ」と声を出している

8 : 4 0 「余計なこと言ってません。」と言う

9 : 0 0 「うーあ」と声を出している

9 : 3 0 大交代点呼

9 : 5 2 戒具解除

1 0 : 1 5 体育座りでうつむいている

1 0 : 3 0 立ってこちらを見ている

1 1 : 1 1 パンツ 1 枚なので、Tシャツとズボンを着せる

1 1 : 2 0 弁護士接見の要望を申し出る

1 1 : 3 0 事務員連絡の回答を告げると「ありがとうございます」と
小さな声で答えた

1 2 : 0 0 昼食

(5) 本件保護室収容の終了までの状況等

ア 原告は、本件戒具使用中、尿意を催したため、「用便願います。」と申し立てたが、留置担当官からその場で垂れ流すよう指示され、本件戒具を解除してもらえず、本件戒具を装着されて寝転がった状態で、下着のまま排尿することを余儀なくされた。(甲 1、3、23、原告本人〔10、11、56、57頁〕)

イ 原告は、7月7日午前9時50分に本件戒具を外された。その際、衣服を与えられなかったため、原告は、その後も上半身裸で汚れた下着を着用したまま本件保護室に収容されていた。原告は、同日午前11時11分、本件保護室に入室した際に着ていた衣服を与えられたものの、下着を取り替えてもらうことはできず、汚れた下着の上から衣服を着用した。(前提事実(2)エ、甲 3、23、乙 9、原告本人〔13、14頁〕)

ウ 原告は、本件戒具を外された後、便意を催したため、「ちり紙、願います。」と要望したが、ちり紙を与えられず、本件保護室に設けられた便器

で小便と大便をした後、手に水を付けて拭くことを余儀なくされた。(甲1、3、23、原告本人〔13、14頁〕)

エ 7月8日午後8時25分頃、弁護人である木村弁護士が接見のため新宿署に訪れたことを機に、本件保護室収容が中止され、原告は、同日午後8時50分に本件保護室から出された。原告は、同日午後8時55分から午後10時35分までの間、木村弁護士と接見し、同弁護士に対し、本件保護室収容に至る経緯を説明した。木村弁護士は、原告が両手首から出血している状態であることを確認し、同日午後9時47分、原告の両手首の写真(甲11)を撮影した上、同月9日付けで、新宿署長及び警視庁留置施設視察委員会に対し、前記ア及びウの件を含め、本件保護室収容について嚴重に抗議する旨の抗議書を提出した。(前提事実(2)オ、甲1、11、15、23、乙10、原告本人〔15、16頁〕)

オ 原告は、木村弁護士との接見終了後の7月8日午後10時45分、留置担当官に対し、「大きな声を出して申し訳ありませんでした。」と自書した書面を提出した後、同日午後10時48分に本件居室とは別の居室へ入室させられた。(甲23、乙14)

(6) 原告の受傷状況

ア 7月8日の木村弁護士との接見時(前記(5)エ)において、原告の両手首には、ベルト手錠の痕とみられる線状の擦過傷ができており、右手首の擦過傷からは血がにじんでいる状態であった。その後、上記擦過傷はかさぶたになったが、その痕が完全に消えることはなく、令和6年12月9日に実施した検証の時点でも、瘢痕が薄く残っていた。(甲11～13、15～19、24、26～29、令和6年12月9日付け検証の結果)

イ 原告は、 に移送された後の令和5年4月20日、同 の医師に対し、手錠で拘束された際の後遺症として右手掌(尺側)のしびれが残っている旨を訴えた。同医師は、原告の両手

首に癍痕を認め、本人の話と皮膚所見から末梢神経障害であろうとの診断のもと、原告にメチコバールを処方した。その後、同年7月31日、右手のしびれは残っているが良い方向であるとして、メチコバールの処方は中止された。(甲20、21)

2 事実認定の補足説明等

(1) 原告本人の供述の全体的な信用性について

本件保護室収容及び本件戒具使用の経緯に関する原告本人の陳述(甲3、23)及び供述の内容は、本件保護室収容の終了直後に木村弁護士と接見した際と同弁護士への申出(甲1参照)及び本件保護室収容の終了から11日後である7月19日付け陳述書(甲3)から一貫しており、特段の変遷もなく、具体的で迫真性のあるものであるのみならず、本件居室で永井巡查長らとやり取りした際に声が大きくなり、倉持警部補のいた辺りでも聞こえたであろうことを認めるなど(原告本人[30、55、56頁])、自己に不利なことについても認めている。以上に加え、原告の供述内容等は、同室であったやの陳述(甲5、6、31)のみならず、本件戒具使用の際、大声を出して抵抗することなく、かえって、「折れたらどうするんですか。」、「言ってくれたら分かることじゃないですか。」などと敬語を使って自己の意見を述べていたという本件映像の内容(認定事実(4)イ、乙19)とも符合するから、基本的にその信用性を認めることができる。

(2) への対応をめぐる原告と永井巡查長らとのやり取りについて

ア への対応をめぐる原告と永井巡查長らとのやり取りの内容や経緯については、当時、同室に収容されていたも、おおむね原告と同旨の説明をしており(甲6、31)、原告本人の供述の信用性を補強している。

もっとも、原告は、永井巡查長らとのやり取りの際、大きな声を出してはいなかった旨供述するが(原告本人[3頁])、本件居室から約37m離れた大扉の前にいた廣木巡查部長が原告の声を聞いて応援のために駆

けつけていること（認定事実(3)イ）、本件居室から約24m離れた居室の前で投薬業務に従事していた倉持警部補が、「やってやればいいだろう。」との原告の声が聞こえた旨証言している上（証人倉持〔14頁〕）、原告自身、一番大きな声が倉持警部補のいた居室の前にも届くような大きさであったことを認めていること（原告本人〔49、56頁〕）に照らすと、原告の声は、本件居室から約37m先の大扉の前や約24m先の居室の前まで届く大きさになっていたと認められる。

イ 他方で、永井巡查長は、原告が5分間大声を出し続けていた旨証言するが（証人永井〔38頁〕）、永井巡查長自身が本件保護室収容及び本件戒具使用の当日に作成した保護室収容簿（乙7）及び戒具使用簿（乙8）には、原告が、7月7日午前7時38分頃、に毛布を貸してあげられないかと申し立てた旨が記載されており（認定事実(4)ウ）、かつ、保護室収容簿（乙7）及び動静簿（乙9）には原告が同日午前7時40分に本件保護室に収容された旨が記載されているのであって（認定事実(4)ウ(ア)、エ）、永井巡查長の上記証言は、これらの出来事があった当日に作成された上記各書類の記載内容と整合しない。永井巡查長は、保護室収容簿及び戒具使用簿の上記各記載について、午前7時38分という時刻は保護室収容の必要性を認めた時刻である旨証言するが（証人永井〔42頁〕）、上記各記載からそのように読み取ることは困難であり、上記証言は、にわかに信用することはできない。

ウ 加えて、倉持警部補は、投薬業務をしている時に原告の大声が聞こえた旨、投薬業務に要する時間は二、三分である旨、非常ベルの鳴動から一、二分で投薬業務を終えた旨を証言しているところ（証人倉持〔2、3、32頁〕）、かかる証言に照らすと、原告の声が倉持警部補に届く大きさになってから廣木巡查部長が非常ベルを押下するまでの時間は、長くとも一、二分程度であったと認められる。

(3) 本件居室を出てから本件戒具を装着されるまでの原告の言動について

ア 永井巡查長は、①原告が本件保護室に向けて移動している途中、両手足に力を入れて抵抗していた旨、②本件保護室に入室後、身体検査の際に原告がふざけるなと手を払いのけるような抵抗をしていた旨、③身体検査を終えた際にも原告が仰向けの状態で手足をばたつかせ力強く抵抗していた旨を証言し（証人永井〔7、8頁〕）、倉持警部補も、身体検査の際に原告がかなり興奮して抵抗しており、本件戒具が運ばれてきた時点でも興奮状態で暴れていた旨証言する（証人倉持〔6頁〕）。

イ しかし、永井巡查長が作成した戒具使用簿（乙8）には、居室扉を開錠すると原告が担当者に正面から胸をぶつけるように向かってきた旨の記載があるものの（認定事実(4)ウ）、前記ア①から③までの証言に沿うような記載は見当たらない。また、7月7日午前8時過ぎから原告の動静が順次記録された動静簿（乙9）には、本件戒具使用に関する原告の動静として、「7：46 戒具使用、大声で「ふざけんな」と叫び続けた」との記載があるものの、前記ア①から③までの証言に沿うような記載は一切ない（同エ）。

しかも、本件保護室に入室後の午前7時43分頃から始まる本件映像の冒頭において、原告は、仰向けに寝かされ、暴れたり抵抗したりする様子や声を出す様子が一切ないまま、留置担当官により本件戒具の装着が進められており、本件映像には、前記ア①から③までの証言に沿うような内容は一切記録されていない。

この点に関し、倉持警部補は、本件映像を撮影するよりも前には原告が興奮して大声を出していたなどとした上で、原告が余りに興奮していたためすぐに録画のスイッチを入れるのを失念した旨、たくさんの人間が入り乱れていたのを制圧するのが先だと思い、ビデオが遅れたと思う旨証言し（認定事実(1)イ、証人倉持〔6、7、17、18、29頁〕）、永井巡查長も本件戒具使用前に原告が暴れていた旨の証言をするが（証人永井〔1

7、24頁))、当時、非常ベルを聞いた署員が30名ほど集まっており、原告を制圧するための人員は十分にいたこと(認定事実(3)イ)、そもそも、倉持警部補は、原告の本件保護室への収容状況を記録するためにハンディカメラを携行して本件保護室に赴いたものである上(認定事実(3)イ)、原告の身体を押さえていたわけではないことや(乙19、弁論の全趣旨)、当時、留置担当官として11年ほどの経験を有するベテラン職員であったこと(証人倉持〔1頁])を踏まえると、原告が余りに興奮していたためすぐに録画のスイッチを入れることができなかったなどという上記証言は、にわかに信用し難い。

そして、倉持警部補の眼前で原告が興奮して暴れていたのであれば、当然、その様子が録画されているはずであるにもかかわらず、上記のとおり、本件映像にはそのような場面が全く含まれていない。のみならず、原告は、仰向けに寝かされ、暴れたり抵抗したりする様子や声を出す様子が一切ないまま、留置担当官により本件戒具の装着が進められており、本件戒具の装着が進み、原告が痛みを感じるようになった段階でも、「いてえですわ。」、「折れたらどうするんですか。」、「言ってくれたら分かることじゃないですか。」などと敬語を使って意見を述べているのであって(認定事実(4)イ)、このような原告の様子からは、直前まで興奮して暴れたり抵抗したりしていたとはにわかに考え難く、まして、ベテランの留置担当官がハンディカメラの録画のスイッチを入れることができなかったほど混乱した状況が直前にあったとは到底認め難い。

これらの事情を総合すると、原告に対する本件戒具の装着作業中はもとより、装着を開始するまでの間においても、原告が前記アの証言のように興奮して暴れたり、抵抗したりしていたと認めることは困難である。

なお、当時、ハンディカメラ内の時計が実際の時刻と若干ずれていたとしても(証人倉持〔35頁〕参照)、上記の説示から明らかなとおり、か

かる認定が左右されるものではない。

ウ また、本件映像上、本件戒具の装着完了を倉持警部補が確認した7月7日午前7時46分に、原告が大声で「ふざけんな。」と叫んでいる様子は一切ないから、「7:46戒具使用、大声で「ふざけんな」と叫び続けた」との動静簿の記載は、本件映像から認められる客観的状況に反しているといわざるを得ない。同様に、本件戒具を装着した後、原告が「ふざけんな。」と叫んでいた旨の永井巡查長の証言（証人永井〔24頁〕）も、本件映像から認められる客観的状況に反している（認定事実(4)イ）。

エ 以上によると、本件居室を出てから本件戒具を装着されるまでの原告の言動に関する永井巡查長及び倉持警部補の上記各証言及び同旨の各陳述は、いずれも信用することができず、基本的に信用性を認めることができる原告本人の供述のとおり（前記(1)）、原告は、興奮して暴れたり抵抗したりしなかったにもかかわらず、本件戒具を使用されたものと認められる。

3 争点1（留置担当官の行為につき国賠法上の違法の有無）について

(1) 本件保護室収容について

ア 本件保護室に収容したことの違法性について

(ア) 認定事実(3)ア及び証拠（甲5、6、31）によれば、原告は、永井巡查長に対し、 のために毛布1枚を入れてほしい旨を繰り返し要望し、同室の がこれ以上もめると原告に不利益になると考えて止めに入るような状況になっていたことが認められる。そして、永井巡查長が、 の状況を上司に報告して指示を仰いだ上で、約1時間後の押送により空いた居室に を移動させる旨を原告に伝えた後も、原告は、永井巡查長らの制止に従わず、 こ毛布を差し入れるよう要望を続けたものであり、原告の声は徐々に大きくなり、認定事実(3)イのとおり、本件居室から約37m離れた場所にいた廣木巡查部長及び約24m離れた場所にいた倉持警部補にも届く程度の声量となったものである。

しかも、本件留置施設は、我が国最大規模の繁華街の近隣にある新宿署の留置施設であり、薬物事犯や粗暴犯等の被疑者等も留置されていたことがうかがわれるところ（証人永井〔10頁〕、弁論の全趣旨）、当時、被留置者に対する朝食後の投薬業務等も行われており（認定事実(3)イ）、しかも、午前9時30分には夜勤職員と日勤職員との交代が予定されていた中で（乙9、証人永井〔12、29頁〕）、ひとたび被留置者による騒擾行為が発生すれば、その後の押送事務等に多大な支障が生じることにもなりかねないから、本件留置施設の規律及び秩序を維持する必要は高かったと認められる。

これらの事情によれば、原告は、永井巡查長らの制止に従わずに大声を発したものであり、かかる事態を放置すれば、他の被留置者がこれに加勢・呼応・反発して騒ぎ出すなどして、本件留置施設の事務に支障が生じるおそれがあったといえることができるから、永井巡查長らが、本件保護室収容につき、本件留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があると判断したことが不合理であったといえることはできない。

(イ) これに対し、原告は、留置担当官から大声を出すなど制止されたことはない旨主張し、これに沿う供述をするが（原告本人〔2頁〕）、上記(ア)のとおり、原告の音量が本件居室から約37m離れた大扉や約24m離れた居室の前まで届くような大きさとなっていたことからすると、永井巡查長らがこれを一切制止しないという状況は考え難い上、上記主張は的確な裏付けを欠くから、採用することができない。

また、原告は、原告は温和で礼儀正しい若者であり、荒っぽい物言いをしない人柄であり、興奮して大声を出して騒ぎ続けた事実はない旨主張する。しかし、既に述べたとおり、原告の音量は本件居室から相当程度離れた場所にも届く大きさになっていたことが認められるところ、そのような音量になったのが最後の一言のみであったとは考えにくい。そ

して、当時、原告と同室の がこれ以上もめると原告に不利益になると考えて止めに入るような状況になっていた上(前記(7))、長くて一、二分程度とはいえ(前記2(2))、原告の声が倉持警部補に届く大きさになってから非常ベルの鳴動まで時間差があったことからすると、永井巡查長らとのやり取りの中で徐々に声量が増していったと解するのが自然であって、原告の上記主張もにわかに採用することができない。

(ウ) さらに、原告は、同室者である り健康を気遣い、毛布の差入れを求めたにすぎず、かつ、終始敬語を用いて留置担当官に要望したにすぎないから、刑事収容施設法214条所定の要件はなかった旨主張する。

確かに、本件の発端は、 が38.9度の発熱をしていたことから、原告が、永井巡查長に対し、 のために毛布1枚を入れてほしいと要望したというものであって、その内容自体は決して不当な要求などではなく、保護室に收容されるようなことはしていないという原告の心情は理解できないではない。また、留置担当官が被留置者による正当な要求を封じるために安易に被留置者を保護室に收容するような運用があってはならないことは論を俟たないところ、原告の声が倉持警部補に届く大きさになってから廣木巡查部長が非常ベルを押下するまでの時間は長くとも一、二分程度であり(前記2(2))、永井巡查長らは、これと共に原告に対して本件居室から出るよう命じ、本件保護室收容に着手していること(認定事実(3)イ)からすると、本件保護室收容がやや性急に行われたようにも見受けられる。

しかし、原告は、永井巡查長らの制止に従わずに大声を発したものであり、本件の事実関係の下で、永井巡查長らが、本件保護室收容につき、本件留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があると判断したことが不合理であったといえないのは、前記(7)で判示したとおりである。原告の上記主張も採用することができない。

(エ) よって、原告を本件保護室に収容する必要があるとした永井巡查長らの判断につき、職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と行われたものとは認められないから、国賠法上の違法があるということとはできない。

イ 本件保護室収容を継続したことの違法性について

5 (7) 認定事実(3)及び前記2(2)のとおり、原告を本件保護室に収容することとなったのは、 への対応をめぐる永井巡查長らとのやり取りの中で原告の声量が大きくなったことによるものであり、本件は、悪質性や重大性の高い事案とは必ずしもいえないものであった。しかも、原告は、本件保護室に入室後、興奮して暴れたり抵抗したりしていなかったにもかかわらず、本件戒具を使用されたものであり(認定事実(4)ア)、本件戒具の装着作業中も抵抗したり暴れたりしなかった(認定事実(4)、前記10 2(3))。その後、原告は、うめき声を出したり、痛みを訴えたりしたほか、本件戒具の装着後(使用中)には、「悪いことしたんですか。」、「余計なこと言ってません。」などと留置担当官に述べたりしたものの、15 大声を発したとは認められないし、両手を腰の前部付近に固定するという本件戒具の機能等(前提事実(3)ア)に加え、外側から4つ目のベルト穴に留め具を固定され(認定事実(4)イ)、原告の体はかなりきつく締められていたこと(後記4(1)イ参照)からすると、原告が痛みによりうめき声を出すことはやむを得ないものといえる。そして、原告は、本件戒具を解除された後、体育座りでうつむいていたり、弁護士接見の要望を20 申し出たりしているが、興奮して大声を出すなど、本件保護室収容の継続を必要とするような状況は特段うかがわれない(認定事実(4)エ、乙9)。

刑事収容施設法214条1項に基づいて被留置者を保護室に収容した後、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならないところ(同法214条2項、79条4項)、一般25 に、保護室への収容の必要がなくなったか否かの判断は、保護室収容後、

5 一定の経過観察を経た上で行う必要があるといえるが、上記のような本件事案の悪質性や重大性の程度に加え、原告が本件保護室に収容された時点において、興奮して暴れたり抵抗したりしていなかったことからすると、原告に係る上記の経過観察にそれほど長時間を要するものとは解されない。

10 以上に加え、既に述べたとおり、原告は、本件保護室に収容後、本件戒具の装着前及び装着後（使用中）はもとより、約2時間後にこれを解除された後も、大声を発することはなく、興奮した様子もなかったのであるから、留置担当官としては、どんなに遅くとも、本件保護室への収容から12時間が経過した7月7日午後7時40分までには、本件保護室収容を中止すべき職務上の注意義務を負っていたと解するのが相当である。

15 したがって、本件保護室収容は、遅くとも7月7日午後7時40分以降については、留置担当官らが職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれを継続したものであって、国賠法上違法の評価を免れない。

20 (イ) これに対し、被告は、原告が、本件保護室収容中も大声を出したり、自身の要望が実現されないことに不満の態度を示したり、点呼実施時に返事をしなかったり、戒具を使用された左手首を右手でつかみながら留置課員をにらみ付けたり、留置課員に文句を言いながら舌打ちをしたり、衣服を脱いで上半身裸になったりするなど、留置課員に対する反抗的な態度を示していたから、本件保護室収容を継続する必要があった旨主張する。

25 しかし、動静簿（乙9）には、原告が大声を出している旨の記載はなく（なお、「7:46 戒具使用、大声で「ふざけんな」と叫び続けた」との記載が本件映像から認められる客観的状況に反していることは前記2(3)ウのとおりである。）、留置課員をにらみ付けている旨の記載もな

いから、被告が主張するような事実があったとはにわかに認められない。

また、動静簿によると、7月8日夕方に原告が上半身裸となったことが認められるものの、これは、本件保護室内が暑かったために衣服を脱いだものと認められるし（原告本人〔15頁〕）、動静簿には、「ふてくされた返事をした」、「ふてくされている」、「舌打ちする」との記載や、点呼の際に返事をしなかった旨の記載があるものの、これらの事実があったとしても、本件保護室収容の継続の必要性を基礎付けるような言動とはいえない。

すなわち、被留置者の保護室への収容は、刑事収容施設法214条1項所定の要件を満たす場合に認められるものであるから、これを継続するか否かの判断においても、かかる要件の有無を吟味する必要があるところ、そもそも上記各事実だけでは、留置施設の規律及び秩序を維持するため保護室収容が特に必要があるとは認め難い上、本件戒具使用は同法213条所定の要件を満たさない違法なものであったこと（後記(2)）をも勘案すると、原告が本件戒具使用を解除された後にふてくされていたことなどをもって、本件保護室収容を継続する必要があると本件留置施設の留置業務管理者が判断したことは、事実に対する評価を明らかに誤るものといわざるを得ない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

ウ 小括

以上によると、原告を本件保護室に収容したことが直ちに国賠法上違法とはいえないが、遅くとも7月7日午後7時40分以降、同月8日午後8時50分まで本件保護室収容を漫然と継続したことは、国賠法上違法である。

(2) 本件戒具使用について

ア 被留置者に対する戒具の使用は、刑事収容施設法213条所定の要件を

満たす場合に認められるものであるところ、被告は、原告が本件居室を出る際に、永井巡查長らに対し、胸を張って体当たりする勢いで向かってきたこと、本件保護室へ向かう際も両足に力を入れて踏ん張ってその場に止まろうとしたり、両肩や両腕を回すようにして永井巡查長らの手を振りほどこうとしたりするなどして抵抗したことなどから、他人に危害を加えるおそれがあったとして、本件戒具使用は同条1項2号の要件を充足していた旨主張するので、当時の原告の状況が上記の要件を充足するようなものであったか否かについて検討する。

イ まず、原告が本件保護室へ向かう際に両足に力を入れて踏ん張ってその場に止まろうとしたり、両肩や両腕を回すようにして永井巡查長らの手を振りほどこうとしたりして抵抗したとの被告の主張については、前記2(3)で説示したとおり、この点に係る永井巡查長及び倉持警部補の各証言等にはわかに信用することができず、被告の主張する事実とは認められない。

ウ 次に、原告が本件居室を出る際に、永井巡查長らに対し、胸を張って体当たりする勢いで向かってきたとの被告の主張については、居室扉を開錠すると、原告が担当者に正面から胸をぶつけるように向かってきた旨の戒具使用簿(乙8)の記載があるほか(認定事実(3)ウ)、永井巡查長も同旨の陳述(乙35)及び証言(証人永井〔6、15頁〕)をする。

もともと、本件居室から退出するよう指示された原告としては、扉から本件居室の外へ出るほかないのであり、その際、永井巡查長らが扉の前で待ち受けている以上、永井巡查長らの方向へ歩み出すことになるのは当然といえる。そして、永井巡查長は、原告が、ふざけるなど大声を出しながら、扉を開けて正面にいる永井巡查長らに、胸を突き出すように向かってくる状況であった旨、原告が向かってくるように力強く1歩1歩踏み出すような形で出てきた旨も証言するが(証人永井〔6、15頁〕)、「胸を突き出して」か否かは一定の評価を伴う上、本件居室を出てから本件戒具

を使用されるまでの原告の言動に関する永井巡査長の証言の信用性は高いとはいえないのに対し（前記2(3)）、上記証言を否定する原告本人の供述については、基本的に信用することができるものである（前記2(1)）。さらに、1歩1歩踏み出すこと自体は、本件居室から退出する態様として殊更危険なものとはいえないし、かかる態様と「体当たりする勢い」とは必ずしも整合しない。これらの点を総合すると、本件居室を出る際の原告の行動が他人に危害を加えるおそれのある態様であったと認めることはできない。

よって、被告の上記主張は採用することができず、永井巡査長らが原告につき他人に危害を加えるおそれがあると判断したことは、事実の基礎を欠き、著しく不合理であったというべきである。

エ また、被告は、原告が壁や扉等に打撃等を加えるなど自傷行為に及ぶおそれがあったとも主張するが、戒具使用簿（乙8）にそのような記載は一切ない上、永井巡査長も、一般的なおそれとして自傷の可能性もゼロではなかったとしつつ、原告の具体的な言動はなかった旨、飽くまで他人への危害のおそれを戒具使用の要件として認識した旨証言しているのであって（証人永井〔27、28頁〕）、本件戒具使用の際、原告が自傷行為に及ぶおそれがあったと認めるに足りる具体的な事情は見当たらないから、被告の上記主張も採用することができない。

オ 以上に加え、原告は、本件保護室に入室後、興奮して暴れたり抵抗したりしていなかったにもかかわらず、本件戒具を使用したことからすると（認定事実(4)ア、前記2(3)イ）、原告について、刑事収容施設法213条1項所定の要件に該当する事情は認められないし、同項所定の要件に該当するとの判断は、著しく合理性を欠くといわざるを得ない。

したがって、留置担当官らは、職務上の注意義務を尽くすことなく漫然と本件戒具使用を行ったものであるから、国賠法上違法の評価を免れない。

(3) その他の措置について

ア 認定事実(5)アによれば、原告は、本件戒具使用中、用便の要望を申し立てたが、留置担当官からその場で垂れ流すよう指示され、下着のまま排尿することを余儀なくされたことが認められる。

これに対し、被告は、当時22歳であった原告が、起床時に排尿した後、本件戒具使用が中止された午前9時50分までの約3時間20分の間に、漏らしてしまうほどの尿意を感じたとは信じ難い旨、背中が濡れるくらいの排尿をしたのであれば本件戒具が濡れていてしかるべきところ、そのような状況はなかったことから、原告の供述は信用に値しない旨主張する。

しかし、原告は朝食時に水分を摂取したと考えられるところ、原告が尿意を感じたとは信じ難い旨の被告の上記主張を裏付ける経験則が存在するとは認められず、その主張は合理的な根拠を欠くものといわざるを得ない。また、原告は、尿は少量を漏らしてしまい背中が濡れた旨供述しており（原告本人〔11、58、59頁〕）、本件戒具が尿で濡れていなかったとしても、不自然と即断することはできない。一方、原告は、下着のまま排尿せざるを得なくなった経緯について、本件保護室収容の終了直後の木村弁護士との接見時から一貫して述べている上（甲1参照）、このような事実があったとされる直後に虚偽の申立てをすれば、本件留置施設内の録画映像等からすぐに虚偽であると発覚してしまい、不利益な措置を受けるおそれがあることは容易に予想されるのであって、原告が本件保護室収容の終了直後からあえて事実と反することを述べたとはにわかに考えにくい（なお、原告は、本件保護室の様子を撮影するカメラがあることは認識していたが（原告本人〔59頁〕）、当時、本件保護室を含め本件留置施設内を録画するための定点ビデオカメラが録画されていないなどとして（認定事実(1)ア）、その映像が後に証拠として提出されることはない旨を知っていたとは認められない。））。

加えて、倉持警部補は、戒具使用中の被留置者が排尿を希望する際、戒具を外すか否かはケース・バイ・ケースであり、上司の判断でそのままさせることもある旨、自傷他害のおそれがあると判断した場合には戒具をしたまま排尿させる旨証言し（証人倉持〔26、27、46頁〕）、また、永井巡查長も同旨の証言をしているのであって（証人永井〔22頁〕）、両名とも、戒具をしたまま排尿させることがあるという趣旨の供述をしている。さらに、本件戒具の装着の際には、五、六名程度の留置担当官が原告の四肢等を押さえた上で、軍手を着用して本件戒具のベルトを締めており（甲14、25、乙19、20）、本件戒具の着脱には相当の手間がかかることがうかがわれることをも踏まえると、留置担当官が、排尿を申し出た原告に対し、その場で垂れ流すよう指示したとしても不自然ではないといえる。

以上に加え、本件に関する原告本人の供述は基本的に信用性が認められることからすると、認定事実(5)アのとおり的事实を認めることができる。

そして、原告は、本件保護室に入室後、興奮して暴れたり抵抗したりしていなかったにもかかわらず、本件戒具を使用されたものであり、そもそも戒具使用の要件を欠く上（前記(2)）、本件記録を精査しても、本件戒具を外して排尿させることに具体的な支障があったとは認められないから、留置担当官が、原告にその場で垂れ流すよう指示し、下着のまま排尿することを余儀なくさせたことは、合理的な理由なく、被留置者の品位及び尊厳を著しく傷つけたものであり、職務上の注意義務を尽くさなかったものとして、国賠法上違法であるといわざるを得ない。

イ 認定事実(4)ウによれば、原告は、本件戒具を外された後、用便に際してちり紙を要望したが与えられず、手に水を付けて拭くことを余儀なくされたことが認められる。

被告は、かかる事実を否認するが、原告は、上記事実についても、本件

保護室収容の終了直後の木村弁護士との接見時から一貫して述べており
(甲1参照)、かつ、前記アで述べたのと同様に、このような事実について、
本件保護室収容の終了直後からあえて事実と反することを述べたとは
にわかに考えにくいから、この点に関する原告の供述は信用することがで
きる。

また、本件記録を精査しても、本件留置施設内の留置担当官らが原告の
上記要望に対応できなかったことにつき、やむを得ない事情は見当たらない。

そうすると、留置担当官が、原告の上記要望に対応せず、ちり紙を与え
なかったことにより、排便後に手に水を付けて拭くことを余儀なくさせた
ことは、前記アと同様、職務上の注意義務を尽くさなかったものとして、
国賠法上違法というべきである。

4 争点2 (損害の有無及び額) について

(1) 慰謝料 30万円

ア 前記3のとおり、原告は、どんなに遅くとも7月7日午後7時40分以
降、同月8日午後8時50分まで、25時間以上にわたり違法に本件保護
室に収容されたものであり、これにより原告が受けた精神的苦痛は、決して
小さいとはいえない。

イ また、原告は、刑事収容施設法所定の要件を欠くにもかかわらず、約2
時間にわたり違法に本件戒具により身体を拘束されたものである。

しかも、その態様は、ベルト手錠の外側から4つ目のベルト穴に留め具
を通され、両腕が不自然にねじれた状態で手首を腰部に固定されるという
ものであった(認定事実(4)イ)。原告に使用されたベルト手錠が、原告と
同程度の体格の裁判所書記官や原告より小柄な原告訴訟代理人のいずれ
も立位ではベルト穴に留め具が届かないような小さなものであり、原告訴訟
代理人を床に寝かせた状態にして力を入れて締め付けることでようやく

く一番外側のベルト穴に留め具を固定することができたこと（認定事実(2)）を踏まえると、その締付けが相当強いものであったことは想像に難くない。この点に関し、証人倉持は、本件戒具を緩くつけると手首手足が自由に動いて逆に傷つけてしまうので、4つ目のベルト穴に留め具を通したという趣旨の供述をするが（証人倉持〔8、23、24頁〕）、原告に使用したものと同じサイズのベルト手錠を使って実験した結果（令和6年10月23日付け検証の結果）により認定される上記事実には照らすと、本件戒具の4つ目のベルト穴に留め具を通すというのは、手首手足が自由に動かないようにするとの趣旨に照らしても、必要以上にきつく締めたものといわざるを得ない。

そして、その結果、原告は、両手首に擦過傷を負い、その傷は、本件戒具使用から2年5か月余りが経過した時点でも瘢痕が薄く残るようなものであった（認定事実(6)ア）。なお、被告は、かかる受傷につき、①原告が無理に手首を動かそうとしたことにより生じた可能性が高い旨や、②原告が受傷部位を引っ掻くなどした可能性も排除できない旨を主張するが、①そもそも上記のとおり本件戒具使用は違法な身体拘束である上、原告は必要以上にきつく締められていたから、原告が痛みを和らげるなどのため手首を動かしたとしても、やむを得ないものであり、仮にこれにより原告の傷が拡大したとしても、本件戒具使用との相当因果関係は否定されないし、②原告が受傷部位を引っ掻くなどしたというのは、本件戒具使用の翌日の瘢痕の状況及びその後の瘢痕の状況（認定事実(6)）に照らすと、的確な根拠なしに単なる憶測を述べるものにすぎないといわざるを得ず、いずれも採用することはできない。

これらを踏まえると、本件戒具使用により原告が受けた精神的・身体的苦痛は大きいものであったと認められる。

ウ 加えて、原告は、本件戒具使用に当たり、衣服を脱がされ、上半身裸の

下着姿のまま身体を拘束され、さらに、下着を着けたまま排尿を余儀なくされた上、本件戒具の解除後も、用便に際してちり紙を与えられず、手に水を付けて拭くことを余儀なくされたものであり（認定事実(5)ア～ウ）、これらの非人道的な措置によって原告の品位や尊厳を大きく傷つけられたものと認められ、これによる精神的苦痛も軽視することはできない。

エ これらの事情を総合的に考慮すると、一連の違法行為により原告が受けた精神的・身体的苦痛に対する慰謝料は、30万円と認めるのが相当である。

(2) 後遺障害慰謝料 0円

原告は、本件戒具で拘束されたことにより後遺障害等級14級9号に該当する後遺障害を負ったと主張する。

認定事実(6)によれば、原告の両手首には、本件戒具使用から2年5か月余りが経過した令和6年12月9日の時点でも瘢痕が薄く残っていたほか、原告が右手のしびれを訴え、移送先である
の
医師から末梢神経障害との診断を受けて薬（メチコバル）を処方されたことが認められる。その後、しびれは残っているが良い方向であるとしてメチコバルの処方中止されたものの、原告は、現在も、1日1回数分間程度右手がしびれる旨を供述する（原告本人〔55頁〕）。

もともと、原告の右手のしびれについては他覚所見を欠いており、原告に後遺障害等級に該当する程度の後遺障害が残存したと認めるに足りる的確な証拠はないこと、本件戒具使用による受傷については、既に前記(1)で考慮したことからすると、これとは別に後遺障害慰謝料を認めることはできない。

(3) 弁護士費用 3万円

本件と相当因果関係のある弁護士費用は、3万円と認めるのが相当である。

(4) 合計 33万円

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、33万円及びこれに対する本件保護室収容の終了日である令和4年7月8日から支払済みまで民法所定の年3%の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田 賢治

10

裁判官

高部 祐未

裁判官金澤康は、退官のため、署名押印することができない。

15

裁判長裁判官

篠田 賢治

これは正本である。

令和 7 年 6 月 1 1 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 齊 藤 裕 記

